

「第五次伊東市総合計画」

「伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版」

「伊東市総合戦略改訂版」

諮問案審議区分及び専門部会設置・運営要領（案）

名 称	定 数	審 議 区 分
全 体 会 議	26人	第五次伊東市総合計画基本構想（諮問案） 第五次伊東市総合計画第十一次基本計画（諮問案） 伊東市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン改訂版（諮問案） 伊東市総合戦略改訂版（諮問案）
専 門 部 会	第1専門部会	6人 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（諮問案） 政策目標1 危機管理分野 政策目標3 上下水道、道路、公共交通等インフラ関係分野
	第2専門部会	6人 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（諮問案） 政策目標2 健康福祉分野
	第3専門部会	6人 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（諮問案） 政策目標4 教育分野
	第4専門部会	8人 第五次伊東市総合計画・第十一次基本計画（諮問案） 政策目標5 観光産業分野

※ 第十一次基本計画（案）及び伊東市総合戦略改訂案は、8月25日開催の第3回審議会にて諮問予定

1 専門部会の運営について

- (1) 会議を欠席する場合は、文書により「意見」を述べることができる。
- (2) 会議は、公開とする。

2 決定・報告について

- (1) 意見集約は事務局において作成する。
- (2) 各専門部会の審議がすべて終了した後に、事務局において報告書（案）を作成し、審議会（全体会）において報告・確認を行う。